

『新・消費者法これだけは(第3版)』第1刷(2020年4月15日発行)において、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

### 正誤表

該当箇所	正	誤
105 頁 下から 4 行目	契約の方式については、支払方法として <u>割賦払いの方式をとるもの(同項 1 号)およびリボルビング方式をとるもの(同項 2 号)について包括式のみが認められている。</u>	契約の方式については、支払方法としての <u>割賦払いの方式をとるものには包括式と個別式とが認められるが(同項 1 号)、リボルビング方式をとるものには包括式しか認められていない(同項 2 号)。</u>
127 頁 上から 11 行目	1 年間の利息は契約のままだと <u>8 万円</u> となるが、	1 年間の利息は契約のままだと <u>8 万 6,000 円</u> となるが、